



**介護職員処遇改善加算等
取得促進支援事業に係る
取組事例集**

はじめに

令和元年10月に、介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）が創設されましたが、その取得率が65%程度となっており、今後更なる取得促進を図っていくことが求められます。

取得率については、地域毎に差があるほか、サービス別にみると、施設系サービスでは8～9割程度算定されている一方、訪問介護や通所介護などでは5～6割程度となっており、また、小規模な事業所ほど算定率が低い状況があります。

このような中、取得率向上を図る観点から、令和3年度改定では、介護職員間の配分ルールの緩和等を行ったところですが、今般、これまでの各自治体における取得支援の取組をまとめた事例集を作成しました。

今後、取得促進を図るためには、

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定する、特定加算の未取得事業所
- ・ 処遇改善加算のⅣ、Ⅴの算定事業所や未取得事業所

への働きかけを行っていくことが必要であり、各自治体におかれましては、それぞれの自治体における算定状況を踏まえ、小規模事業所等への働きを強化するなど本事例集も参考にしつつ、積極的な取組を御願いたします。

①青森県の取組

取組の内容

県内すべての事業者に対し、事業に関するパンフレットとアンケート、セミナーや個別相談案内と申込書を送付。アンケートは処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの取得事業者とそうでない事業者に区分し、アンケートで質問を受け付けることで事業者への介入の手がかりとするとともに、当年度および翌年度の取組の参考にしている。セミナーは、県内3カ所で実施。「処遇改善加算」と「認証評価制度」の2コマを連続して行っている。個別相談は、「認証評価制度」に参加宣言している事業者が対象で複数回利用可能。加算の新規取得、上位区分の取得までをフォロー。また、加算取得のための診断ツールを希望者へ配付することで、配分方法のシミュレーションが行えるようにしている。

工夫のポイント

- アンケートは加算の概要を踏まえて作成、加算についての理解促進と加算取得に向け動機付けを図る
- セミナーで「認証評価制度」を紹介することにより、職員の確保と定着に向けた取り組みへの意識を醸成
- 配分方法検討用のシミュレーションシートの活用と加算取得に向けた相談体制による事務負担の軽減

○パンフレット



加算区分	介護報酬総単位(A)	加算率(B)	単位(C)×A×B	地域単価(D)	加算見込月額(E)=D×D	加算見込年額(F)=E×12	加算率(1-11)	加算見込月額(H)=(F)×A×D	加算見込年額(I)=(H)×12
加算Ⅰ	170,000	8.20%	13,940	10	139,400	836,400	2.20%	37,400	224,400
加算Ⅱ	120,000	5.90%	7,080	10	70,800	424,800	1.60%	19,200	115,200
加算Ⅲ	100,000	8.30%	8,300	10	83,000	498,000	2.30%	23,000	138,000

②長崎県の取組

取組の内容

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の周知・案内のため、HPに掲載するだけでなく、県からの通知文とリーフレットを同封し、介護職員処遇改善加算のⅡ以下、未取得及び介護職員等特定処遇改善加算未取得の事業所宛てに郵送。

令和元年度の実態調査で、加算未取得理由を「事務手続きが煩雑」と回答した事業者へは直接案内もあわせて実施。通知文とあわせて、県内の事業者の介護職員処遇改善加算等の取得率も掲載。

リーフレットを読後そのまま申込みができるように、リーフレットの裏面が、FAX又は、メール対応の申込用紙の仕様とし、事前に相談事項も確認。

工夫のポイント

- 郵送することにより、小規模事業者へも確実に案内
- 過去の実態調査結果を活用することで、加算取得しやすい事業者へは直接案内
- リーフレットの裏面を申込書とすることで、事業者の負担を軽減

○リーフレット兼申込用紙

＜申込書＞この用紙を使用し、FAXまたはメールにて申込みをお願いします。

ふりがな	担当者名	
事業所名	介護職員等	人
住 所	従業員数	その他
	電話番号	人
相談内容1		
相談内容2		

FAX/095-821-2515 メールアドレス/info@sr-nagasaki.or.jp

③福岡県の取組

取組の内容

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の周知・案内をHPに掲載。介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ、未取得の対象事業所に対しては、事前調査票を送付し、社労士を派遣する「プッシュ型アドバイザー」として個別支援を展開。

対象事業所は、事前調査票に取得希望の区分等を記入し、直接委託先へFAXをすることで、担当の社労士は、事前に概要を把握

事業所の都合により社労士の派遣を断られる場合もあるが、その際は、事業所から「辞退連絡票」にて理由を回答してもらうようにしている。

工夫のポイント

- 「プッシュ型アドバイザー」により、処遇改善加算Ⅳ以下の対象事業所は原則個別支援を実施
- 事前調査票により、課題を把握したうえで訪問するため、効率的に支援可能
- 個別支援を断る場合も、辞退連絡票でその理由を把握

○事前調査票

送付先 株式会社福岡県介護サービスセンター 介護職員処遇改善課
FAX番号 092-482-0453

事前調査票

法人名
事業所名
電話番号
記入者名
記入者役職

以下の質問について、該当する番号を○で囲んでください。

Q1 次回の申請で取得したいと考えている加算の種類をお教えてください。
①加算Ⅰ ②加算Ⅱ ③加算Ⅲ ④加算Ⅳ ⑤加算Ⅴ ⑥取得しない

Q2 職員の職責、職務内容、能力に応じた「任用要件」を体系的に分類したキャリアパス表を作成していますか？
①作成している ②作成していない

Q3 介護職員との意見交換を促進するための目標を定めていますか？
①定めている ②定めていない

Q4 福利厚生などの支援を実施していますか？
①実施している ②実施していない

Q5 経験者に対する研修等に応じて研修を実施していますか？
①研修がある ②研修はない

Q6 一定の基準に基づき定額給付金を決定する仕組みを設けていますか？
①「賞与制度」や「人事評価」などに基づき定額給付金を算出する仕組み ②仕組みがある ③仕組みはない

Q7 就業規則や就業指針等を整備し、職員に周知していますか？
①している ②していない

Q8 サービス提供体制強化計画の最上区分（特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）、非営利活動法人加算、人員継続支援加算、サービス提供体制強化加算（Ⅰ））のうちのいずれか1つを取得していますか？
①している ②していない

※お問い合わせ先は、ご質問ありがとうございます。
本調査票は「福岡県介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」の実施・運営以外の目的で使用することはありません。



以下の質問について、該当する番号を○で囲んでください。

Q1 次回の申請で取得したいと考えている加算の種類をお教えてください。
①加算Ⅰ ②加算Ⅱ ③加算Ⅲ ④加算Ⅳ ⑤加算Ⅴ ⑥取得しない

Q2 職員の職責、職務内容、能力に応じた「任用要件」を体系的に分類したキャリアパス表を作成していますか？
①作成している ②作成していない

Q2 福岡県では、処遇改善加算を未取得の事業所および加算Ⅳ・加算Ⅴ取得事業所すべてに対し、アドバイザーの派遣を行う予定としておりますが、今回辞退する理由をお聞かせください。（複数回答可）

①キャリアパス制度（賃金規程や昇給の仕組み）等の介護職員の処遇がすでに整っているため、必要ない
②契約している社労士等からアドバイスを得ることができるため、必要ない
③加算取得によるメリットを感じない（デメリットがある）→Q3にお進みください
④その他



○辞退連絡票

送付先 株式会社福岡県介護サービスセンター 介護職員処遇改善課
FAX番号 092-482-0453

辞退連絡票

法人名
事業所名
電話番号
記入者名
記入者役職
加算取得状況 ①未取得 ②加算Ⅰ ③加算Ⅱ ④加算Ⅲ ⑤加算Ⅳ ⑥加算Ⅴ

以下の質問について、該当する番号を○で囲んでください。

Q1 次回の申請で取得したいと考えている加算の種類をお教えてください。
①加算Ⅰ ②加算Ⅱ ③加算Ⅲ ④加算Ⅳ ⑤加算Ⅴ ⑥取得しない

Q2 福岡県では、処遇改善加算を未取得の事業所および加算Ⅳ・加算Ⅴ取得事業所すべてに対し、アドバイザーの派遣を行う予定としておりますが、今回辞退する理由をお聞かせください。（複数回答可）
①キャリアパス制度（賃金規程や昇給の仕組み）等の介護職員の処遇がすでに整っているため、必要ない
②契約している社労士等からアドバイスを得ることができるため、必要ない
③加算取得によるメリットを感じない（デメリットがある）→Q3にお進みください
④その他

Q3 Q2で「加算取得によるメリットを感じない（デメリットがある）」からのお返事いただいた方にお聞きします。その理由をお聞かせください。（複数回答可）
①介護職に対する賃金が他職種の水準と同等になっていない
②介護職のみならず他職種の水準と同等になっていない
③介護職の給与水準が他職種の水準と同等になっていない
④法人内の他の部署で働く介護職員の給与水準が低い
⑤福利厚生の差がある
⑥加算取得の発生した後の、業務負担がなくなる
⑦事業所側で加算取得が難しい
⑧その他

※お問い合わせ先は、ご質問ありがとうございます。
本調査票は「福岡県介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」の実施・運営以外の目的で使用することはありません。

⑤ 愛媛県の取組

取組の内容

公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部への委託による実施。年度当初に県内3地域でセミナーを開催し、制度概要や算定要件等を事業所に説明。

県において、加算未取得及びランクアップ見込のある事業所リストを作成。委託先にて、セミナー参加事業所を中心に、リストの対象事業所に対して電話やメールにより、個別訪問支援のアポどりを積極的に実施。

個別訪問支援は、1事業所につき原則2回実施することとし、1回目の訪問では算定に必要な規程や様式のひな型データをCD等で提供し記載方法等を説明。次回訪問までに必要書類の作成を事業所に依頼し、2回目の訪問で作成書類のチェック等、加算取得に向けたフォローアップを実施。

工夫のポイント

- 個別訪問等の際、「規程やキャリアパス表等をどのように作成したらよいか分からない」といった意見が多いことから、各種必要書類のひな型、記載例を作成し、セミナーや個別訪問で事業所に提供。
- 加算取得手続きの際の不備を防ぐため、上記ひな型等は事前に、県や中核市とすり合わせしたうえで作成。
- 2回の訪問でも不安のある事業所に対しては、必要に応じて3回以上の訪問も実施。
- そのほか、研修講師の紹介や、よくある質問をQ & Aにまとめ提供するなどの支援を行っている。

○ 支給規程、資格別手当表、キャリアパス表 (例)

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程(例)

【目的】
第1条 この規程は、〇〇(以下「法人」という。)が労働契約に規定する給与とは別に、厚生労働省が制定した介護職員処遇改善加算制度(以下「介護職員処遇改善加算制度」という。)に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金(以下「介護職員処遇改善加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

【支給対象者】
第2条 法人の専任職員又は有期契約職員が対象となる。厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象となる専任職員又は有期契約職員に該当しない。介護職員処遇改善加算金を支給する。

【支給額】
第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度に定める支給額(月額)以内において、専任職員又は有期契約職員が対象となる。法人は「専任職員」として支給額を定めるものとする。

【支給の決定】
第4条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、支給対象者に適用している介護職に、支給しない。

【その他】
第5条 職位、職責、及び職務内容に規定した任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

【その他】
第6条 この規程は、平成30年 月 日から施行する。

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程(例)

【目的】
第1条 この規程は、〇〇(以下「法人」という。)が労働契約に規定する給与とは別に、厚生労働省が制定した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

【支給対象者】
第2条 法人の専任職員又は有期契約職員が対象となる。厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算制度の対象となる専任職員又は有期契約職員に該当しない。特定加算金を支給する。

【支給額】
第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額(月額)において、法人は「専任職員」として支給額を定めるものとする。

【支給の決定】
第4条 特定加算金の支給は、年単位、年度分、半日(一時金)として給与とは別に支給する。

【その他】
第5条 特定加算金は、支給対象者に適用している介護職に、支給しない。

【その他】
第6条 介護職員等特定処遇改善加算金の支給額は、支給対象者に適用している介護職に、支給しない。

【その他】
第7条 職位、職責、及び職務内容に規定した任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

【その他】
第8条 この規程は、平成30年 月 日から施行する。

法人・事業所名

《資格による昇給の仕組み》(例)

事業所名	正職員		パート	
	手当(円)	手当(円)	手当(円)	手当(円)
1.認定介護福祉士	15,000	7,500		
2.主任介護支援専門員	10,000	5,000		
3.介護支援専門員	7,000	3,500		
4.社会福祉士	5,000	2,500		
5.介護福祉士	5,000	2,500		
6.実務者研修 修了者	3,000	1,500		

※パートの場合、本人から昇給希望の申し出があれば昇給しない場合もある。
※資格取得後、資格証(等)を提出した翌月から支給対象とする。
※上記資格を優先する。

※パートの場合、月額手当てでもよく、時給に上乗せしてもよい。

キャリアパス表(参考例)

(法人・事業所名)

職位	職責(役割)	求められる能力	役職(呼称)	職務内容	任用の要件		給与※	
					習得に必要な業務教育	必要経過年数	正職員	非正職員
経営職	経営幹部であり、経営的責任を負う	・経営統括責任者として組織の目標を設定し、計画立てて実行 ・部下の自主性を尊重して自律的な組織運営を促す ・人材育成、組織改善、法令遵守の徹底等を通じて地域の福祉向上に貢献	・社長 ・統括部長 ・施設長	・施設の経営資源把握と経営戦略の策定 ・施設サービスの業務管理、管理業務	施設長研修 法人経営研修	原則5年以上	30万円～	
管理職	部門の運営管理を行う	・業務執行責任者として状況を適切に判断し、部門の業務を円滑に執行 ・職員の育成と労務管理を通じて組織の強化を図る ・サービスの質の維持・向上に努める ・教育研修のプログラムを策定・実施	・介護長 ・統括リーダー ・リーダー	・部門の管理育成 ・部下の育成 ・主任への指導 ・欠員時のサポート	業務管理研修 部下指導育成研修 リスクマネジメント研修	5年以上	21万円～ 29万円	
主任職	チームやユニットの管理運営を行う	・チームのリーダーとしてメンバーの指導、助言を実施 ・チームの目標を立て課題解決に取り組み ・当該分野の高度かつ適切な技術を生かして、部下の能力向上を図る	・サブリーダー ・介護主任 ・副主任	・チームの管理調整 ・部下指導育成 ・リスクマネジメント、緊急対応	リスクマネジメント研修 指導者養成研修	4年以上	18万円～ 20万円	
一般職(中堅)	通常の業務に加えて複雑な業務を実施	・組織の中で自分の役割を理解し、担当業務を遂行する ・業務の遂行に必要な専門的知識・技術の向上を図る	・介護職	・利用者への支援 ・保護者、関係機関との連絡調整 ・利用契約手続き	介護福祉士取得のための研修 業務改善研修	3年以上	18万円～ 17万円	850円～
一般職(初級)	介護の通常業務を行う	・指導、教育を受けつつ、担当業務を的確に行う ・担当業務に必要な制度を理解する	・介護職(初級)	・ケース記録の作成 ・入浴、排泄、食事等の介助	初任者研修	0～3年以上	14万円～ 15万円	800円～

※正職員は月額、パートは時給表記。時給は最賃の都度改正が必要。

(参考1) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算のサービス別取得状況

令和3年1月サービス提供分

介護サービス	介護職員処遇改善加算						介護職員等特定処遇改善加算		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	合計	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	合計
訪問介護	72.6%	9.5%	7.5%	0.2%	0.3%	90.0%	24.4%	30.4%	54.8%
訪問入浴介護	82.8%	6.0%	5.1%	0.2%	0.2%	94.3%	12.5%	61.1%	73.6%
通所介護	83.4%	7.1%	5.2%	0.1%	0.3%	96.1%	29.1%	37.2%	66.3%
通所リハビリテーション	61.9%	7.4%	6.4%	0.4%	0.3%	76.5%	41.1%	14.3%	55.5%
短期入所生活介護	91.2%	5.2%	2.4%	0.1%	0.1%	98.9%	45.0%	41.7%	86.7%
短期入所療養介護	82.6%	7.4%	5.1%	0.4%	0.3%	95.8%	59.6%	20.5%	80.2%
認知症対応型共同生活介護	88.4%	5.6%	4.2%	0.1%	0.3%	98.6%	20.0%	55.2%	75.2%
特定施設入居者生活介護	91.8%	3.6%	3.0%	0.1%	0.1%	98.6%	24.5%	57.8%	82.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	87.5%	6.8%	3.7%	0.0%	0.0%	98.0%	26.3%	47.0%	73.4%
介護老人福祉施設	91.6%	5.0%	2.5%	0.1%	0.1%	99.3%	74.5%	15.6%	90.1%
地域密着型介護老人福祉施設	92.3%	5.3%	1.7%	0.0%	0.1%	99.5%	67.5%	19.7%	87.2%
介護老人保健施設	83.0%	7.7%	5.4%	0.3%	0.5%	96.8%	58.3%	22.6%	80.9%
介護療養型医療施設	40.2%	9.4%	15.4%	0.8%	1.2%	67.0%	13.9%	16.0%	29.9%
介護医療院	55.9%	9.5%	13.8%	0.4%	0.9%	80.4%	28.4%	21.1%	49.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	93.0%	2.5%	1.8%	0.0%	0.0%	97.4%	52.3%	32.3%	84.5%
夜間対応型訪問介護	94.2%	2.3%	1.2%	0.0%	0.6%	98.2%	35.1%	46.8%	81.9%
地域密着型通所介護	68.3%	10.3%	8.4%	0.3%	0.4%	87.8%	13.2%	27.3%	40.5%
認知症対応型通所介護	88.1%	5.9%	3.4%	0.1%	0.2%	97.6%	38.1%	38.3%	76.4%
小規模多機能型居宅介護	90.5%	4.8%	2.9%	0.1%	0.2%	98.6%	28.2%	45.0%	73.2%
看護小規模多機能型居宅介護	88.9%	3.8%	2.6%	0.4%	0.3%	95.9%	33.8%	39.5%	73.3%
介護予防訪問入浴介護	88.4%	4.5%	1.9%	0.0%	0.3%	95.2%	11.6%	71.6%	83.2%
介護予防通所リハビリテーション	61.5%	7.3%	6.2%	0.4%	0.3%	75.7%	40.6%	14.1%	54.7%
介護予防短期入所生活介護	92.1%	5.2%	1.9%	0.0%	0.0%	99.2%	46.2%	40.0%	86.3%
介護予防短期入所療養介護	84.3%	6.5%	5.4%	0.6%	0.6%	97.3%	59.3%	20.9%	80.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	85.8%	5.8%	5.5%	0.2%	0.6%	97.9%	17.0%	54.6%	71.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	92.9%	3.4%	2.4%	0.1%	0.0%	98.8%	23.2%	59.7%	82.9%
介護予防認知症対応型通所介護	86.6%	6.3%	3.8%	0.0%	0.0%	96.7%	39.0%	32.8%	71.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	90.0%	4.7%	3.3%	0.1%	0.2%	98.3%	28.0%	44.3%	72.3%
合計	80.0%	7.1%	5.3%	0.2%	0.3%	92.9%	32.0%	34.3%	66.4%

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」特別集計により算出

(参考2) 介護職員処遇改善加算の都道府県別取得状況

令和3年1月サービス提供分

	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	合計		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	合計
全国	80.0%	7.1%	5.3%	0.2%	0.3%	92.9%	三重	78.6%	6.4%	5.5%	0.1%	0.4%	91.0%
北海道	79.7%	7.5%	5.1%	0.2%	0.1%	92.7%	滋賀	85.4%	4.8%	4.4%	0.3%	0.3%	95.2%
青森	83.4%	7.6%	3.6%	0.1%	0.3%	95.0%	京都	86.6%	5.5%	3.0%	0.0%	0.0%	95.0%
岩手	78.9%	9.4%	5.6%	0.2%	0.0%	94.1%	大阪	78.8%	7.8%	5.1%	0.2%	0.2%	92.0%
宮城	80.6%	9.1%	4.3%	0.1%	0.3%	94.4%	兵庫	80.3%	7.6%	4.5%	0.3%	0.1%	92.8%
秋田	87.5%	6.4%	2.6%	0.1%	0.2%	96.8%	奈良	80.1%	7.2%	5.3%	0.0%	0.0%	92.7%
山形	88.9%	4.2%	2.9%	0.1%	0.3%	96.4%	和歌山	77.1%	6.4%	8.4%	0.0%	0.2%	92.1%
福島	79.6%	8.7%	5.5%	0.1%	0.1%	94.0%	鳥取	78.2%	5.1%	6.9%	0.5%	2.0%	92.6%
茨城	77.1%	6.8%	6.8%	0.3%	0.3%	91.4%	島根	81.6%	7.6%	6.6%	0.1%	0.1%	96.0%
栃木	76.7%	10.1%	6.4%	0.3%	0.0%	93.7%	岡山	76.8%	9.3%	6.4%	0.2%	0.2%	92.9%
群馬	73.2%	9.2%	9.5%	0.3%	0.6%	92.7%	広島	75.2%	10.5%	6.8%	0.0%	0.6%	93.2%
埼玉	82.0%	7.0%	4.6%	0.2%	0.1%	93.9%	山口	72.4%	6.8%	6.5%	0.8%	1.6%	88.2%
千葉	83.2%	5.3%	4.0%	0.2%	0.1%	92.9%	徳島	78.8%	4.7%	5.5%	0.0%	0.5%	89.6%
東京	82.6%	5.6%	4.6%	0.1%	0.2%	93.0%	香川	77.0%	7.7%	6.6%	0.1%	0.1%	91.4%
神奈川	86.8%	5.2%	2.8%	0.1%	0.1%	95.0%	愛媛	80.3%	6.8%	5.7%	0.1%	0.4%	93.2%
新潟	82.0%	7.2%	7.1%	0.2%	0.1%	96.5%	高知	65.8%	11.7%	9.5%	0.5%	0.9%	88.5%
富山	86.7%	3.5%	4.7%	0.0%	0.1%	95.0%	福岡	77.4%	7.9%	5.5%	0.4%	0.6%	91.7%
石川	88.9%	3.5%	2.0%	0.2%	0.1%	94.6%	佐賀	78.2%	5.7%	6.9%	0.6%	1.0%	92.5%
福井	81.0%	6.6%	4.4%	0.1%	0.9%	92.9%	長崎	73.1%	9.6%	9.0%	0.3%	0.2%	92.2%
山梨	78.8%	6.8%	4.7%	0.6%	0.0%	91.0%	熊本	74.3%	7.6%	10.4%	0.0%	0.1%	92.3%
長野	81.4%	6.5%	4.3%	0.1%	0.3%	92.6%	大分	73.7%	12.4%	6.2%	0.1%	0.0%	92.4%
岐阜	76.1%	7.6%	5.4%	0.5%	0.4%	90.0%	宮崎	74.4%	7.8%	10.3%	0.3%	0.1%	92.9%
静岡	80.6%	5.9%	5.8%	0.1%	0.3%	92.6%	鹿児島	73.3%	11.5%	6.4%	0.2%	0.3%	91.8%
愛知	83.6%	5.0%	3.1%	0.2%	0.3%	92.2%	沖縄	77.6%	7.1%	7.4%	0.1%	0.2%	92.4%

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」特別集計により算出

(参考3) 介護職員等特定処遇改善加算の都道府県別取得状況

令和3年1月サービス提供分

	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	合計		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	合計
全国	32.0%	34.3%	66.4%	三重	29.8%	33.9%	63.7%
北海道	37.6%	28.3%	66.0%	滋賀	37.1%	33.0%	70.2%
青森	45.4%	18.6%	64.0%	京都	46.8%	27.6%	74.4%
岩手	44.8%	22.3%	67.1%	大阪	25.1%	39.2%	64.3%
宮城	36.8%	35.6	72.4%	兵庫	34.6%	32.9%	67.5%
秋田	46.5%	25.2%	71.7%	奈良	28.6%	37.7%	66.3%
山形	50.5%	20.0%	70.5%	和歌山	28.1%	28.5%	56.5%
福島	36.4%	27.9%	64.2%	鳥取	46.9%	17.9%	64.8%
茨城	26.5%	38.9%	65.5%	島根	38.3%	25.6%	63.9%
栃木	27.4%	41.3%	68.7%	岡山	36.4%	28.2%	64.6%
群馬	31.8%	29.2%	61.0%	広島	34.8%	36.4%	71.2%
埼玉	24.0%	46.7%	70.8%	山口	27.7%	27.8%	55.5%
千葉	28.8%	40.8%	69.6%	徳島	36.3%	25.6%	61.9%
東京	27.4%	44.6%	72.0%	香川	30.3%	33.8%	64.1%
神奈川	26.7%	48.5%	75.2%	愛媛	31.1%	37.3%	68.5%
新潟	49.5%	23.7%	73.1%	高知	29.0%	20.3%	49.3%
富山	46.5%	29.8%	76.3%	福岡	26.2%	30.7%	56.9%
石川	50.4%	30.3%	80.7%	佐賀	27.8%	27.9%	55.7%
福井	46.2%	25.9%	72.1%	長崎	34.1%	23.3%	57.4%
山梨	28.2%	37.8%	66.0%	熊本	33.5%	26.2%	59.7%
長野	41.0%	28.5%	69.5%	大分	31.6%	24.7%	56.3%
岐阜	26.9%	32.0%	58.9%	宮崎	27.2%	31.2%	58.4%
静岡	32.4%	37.6%	70.0%	鹿児島	30.4%	27.3%	57.8%
愛知	26.8%	38.8%	65.6%	沖縄	24.9%	26.6%	51.5%

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」特別集計により算出